

出生前児童の保育施設利用申込みに係る確認書

4 月入所（一次選考及び二次選考）に限り、出生前児童の保育施設利用申込みをすることができます。

以下の確認事項についてご確認いただいた上でチェックをつけてください。

確認事項	確認欄										
①教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の申請児童の氏名欄には氏のみを記入し、生年月日欄には出産予定日を記入してください。	☐ 確認しました										
②お申込みの際に「母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載のページ）」を提出してください。	☐ 確認しました										
③出産予定日から起算し、4 月 1 日時点で受入可能月齢に達する施設のみを入所希望施設とすることができます。 <table><thead><tr><th>施設が定める 受入可能月齢</th><th>申込み可能な出生予定日</th></tr></thead><tbody><tr><td>生後 4 3 日</td><td>令和 8 年 2 月 1 6 日以前なら申込み可</td></tr><tr><td>生後 2 か月</td><td>令和 8 年 2 月 1 日以前なら申込み可</td></tr><tr><td>生後 3 か月</td><td>令和 8 年 1 月 1 日以前なら申込み可</td></tr><tr><td>生後 4 か月</td><td>令和 7 年 1 2 月 1 日以前なら申込み可</td></tr></tbody></table>	施設が定める 受入可能月齢	申込み可能な出生予定日	生後 4 3 日	令和 8 年 2 月 1 6 日以前なら申込み可	生後 2 か月	令和 8 年 2 月 1 日以前なら申込み可	生後 3 か月	令和 8 年 1 月 1 日以前なら申込み可	生後 4 か月	令和 7 年 1 2 月 1 日以前なら申込み可	☐ 確認しました
施設が定める 受入可能月齢	申込み可能な出生予定日										
生後 4 3 日	令和 8 年 2 月 1 6 日以前なら申込み可										
生後 2 か月	令和 8 年 2 月 1 日以前なら申込み可										
生後 3 か月	令和 8 年 1 月 1 日以前なら申込み可										
生後 4 か月	令和 7 年 1 2 月 1 日以前なら申込み可										
④原則、出生後 1 4 日以内に「出生後届出書（保育施設利用申込者用）」を提出してください（郵送可）。 <u>提出されない場合は、入所内定取消となることがあります。</u>	☐ 確認しました										
⑤入所内定後であっても、 <u>出生日が予定日と異なったことにより、4 月 1 日時点で入所内定施設の受入月齢に達していない場合は、入所内定取消となります。</u> 入所申込みは継続されることとなり、5 月入所以降の入所選考の対象となります。入所申込みを取り下げの場合は、保育課までご連絡ください。	☐ 確認しました										

出生前児童の保育施設利用申込みに当たり、①～⑤までの確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

住所

保護者氏名